

## 第27号議案

### 職員の管理職手当の特例に関する条例

#### ( 職員の管理職手当の特例 )

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号。以下この条において「職員条例」という。）第7条の2第1項の規定により支給される管理職手当の月額、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間（次条において「特例期間」という。）において、職員条例第7条の2第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、地域手当の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により定められる額とする。

- (1) 職員条例第7条の2第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員（本庁の部長又は次長の職にある職員その他のその職務の特殊性を考慮して規則で定める職員に限る。） 100分の12.5
- (2) 職員条例第7条の2第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員（前号に掲げる職員を除く。） 100分の10

#### ( 教育職員の管理職手当の特例 )

第2条 県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）第17条の2第1項の規定により支給される管理職手当の月額は、特例期間において、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額から、当該額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

第3条 前条の規定は、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）第15条の3第1項の規定により支給される管理職手当について準用する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。